

京進ランゲージアカデミー京都中央校

日本語課程実施規則(学則)

第1章 総則

(機関の目的)

第1条 「日本と世界の教育・文化の向上、社会の進歩と善良化に貢献するという理念のもと、「日本と世界の架け橋となる人材を育成する」ことを目的とする。互いに認め合い、支え合って、だれもが安心してよりよく生きることができる多文化共生社会の実現に向け、日本語教育を通し、日本と海外のさまざまな文化・価値観を理解し、お互いを尊重しながら、相互の発展や課題解決に積極的に貢献できる人材育成をめざす。

(機関の名称)

第2条 本校は、京進ランゲージアカデミー京都中央校と称する。

(組織)

第3条 本校には、日本語課程を設置し、事務課、教務課をおく。

(主たる校舎の位置)

第4条 本校は、本校を京都府京都市下京区室町通五条上る坂東屋町272番地に、分校を京都府京都市下京区万寿寺通烏丸西入る御共石町368番地に校舎を置く

第2章 授業実施期間、授業日数および休業日

(実施期間)

第5条 各日本語課程ならびにそれらの評価等を実施する期間は、4月1日から翌々年3月31日まで、7月1日から翌々年3月31日まで、10月1日から翌々年3月31日まで、1月1日から翌年3月31日までを一周期とすることを基本とし、詳細は別途規定する。

(授業日および休業日)

第6条 本校が授業を開講できる日数は192日とする。

2、休業日は、次の通りとする。なお、春学期末、ゴールデンウイーク、夏学期末、秋学期末、冬学期末、夏季休暇開始日および終了日は、各年度末の次年度行事予定を作成する会議で決定する。またその際には、年間授業時間数(768時間)を考慮し、年間休業日数を決定するものとする。

- 1) 土曜日
- 2) 日曜日
- 3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で規定する日
- 4) 春学期末休暇(6月下旬～7月上旬)
- 5) 夏学期末休暇(9月下旬～10月上旬)
- 6) 秋学期末休暇(12月下旬から1月上旬)
- 7) 冬学期末休暇(3月下旬から4月上旬)
- 8) 夏季休暇(8月初旬～中旬頃)
- 9) ゴールデンウイーク(4月下旬から5月初旬)

3、校長が必要と認めた時は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4、第2項に定める休業日のほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

5、教育上必要であり、かつやむを得ない事情があると校長が認めたときは、前4項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

6、災害その他緊急の事情があると校長が認めたときは、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 課程の編成

(課程の編成)

第7条 本校には、各部に以下の表の各部の項の第二欄に掲げる日本語課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力(「日本語教育の参照枠」(令和3年10月12日文化審議会国語分科会)の尺度で示された日本語能力をいう。)、収容定員数、クラス数、および授業時数はそれぞれ第三欄から第七欄までに掲げる通りとする。

部	日本語課程	修業期間	日本語能力	収容定員数	クラス数	授業時数
第1部 (午前部)	進学2年 コース	2年	B2	60人	3クラス	1, 536時間
	進学1年9か月 コース	1年9か月	B2	60人	3クラス	1, 344時間
	進学1年6か月 コース	1年6か月	B2	60人	3クラス	1, 152時間
	進学1年3か月 コース	1年3か月	B2	20人	1クラス	960時間
	小計				200人	10クラス
第2部 (午後部)	進学2年コース	2年	B2	60人	3クラス	1, 536時間
	進学1年9か月 コース	1年9か月	B2	60人	3クラス	1, 344時間
	進学1年6か月 コース	1年6か月	B2	60人	3クラス	1, 152時間
	進学1年3か月 コース	1年3か月	B2	20人	1クラス	960時間
	小計				200人	10クラス
合計				400人	20クラス	

(教育の提供方法)

第8条 本校は、学生の要望に適切に対応するため、学生の目的および目標に応じ、当該学生が在籍する日本語課程を構成する授業科目またはその一部を用いて体系的に編成した課程を提供することを基本とする。この場合において、学生が、日本語課程を構成する授業科目をすべて受講し、当該日本語課程全体を受講することを妨げない。

2、前項の規定にかかわらず教育課程の実施に支障がなく、合計収容定員数を超えない範囲において学生の課程22を変更することができる。ただし、学生の課程の変更を行う場合には、以下の条件をすべて満たしていることを要する。

- ①学生の課程の変更は、基本的に3ヶ月ごとに行われる定期試験を受験し、翌学期からとする。
- ②学生の課程の変更の申出は、学生の希望によるか教員によるかを問わないが、必ず主任教員の許可を得たうえで、最終的に校長の承認を得るものとする。
- ③主任教員は、学生の課程の変更に当たって学生ならびに受入れクラスの本務等教員と面談を行い、課程変更後の学習活動や教育活動に支障がないことを確認しなければならない。なお、この場合において主任教員は、必要に応じ学生に対して口頭試験、筆記試験などの試験を課することができる。

(クラス編成)

第9条 クラスは、同時期に同一の各日本語課程を受講する受講者を、20名以下ごとに分けて編成する。

第4章 学習の評価、課程の修了の認定

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、各日本語課程の学期ごとに実施する試験および教師による学習目標による熟達度評価にもとづいて行う。

2、前項の試験は、筆記、集団討論、もしくは口頭試問、またはこれらの組み合わせにより行う。

3、教育課程で定められた各授業科目について学習評価を行い、校長は、一定の基準を満たした者に対して当該課程の修了を認定することができる。(一定の基準とは各学期の定期試験および熟達度評価の総合的な評価を指す。)

(修了の認定)

第11条 校長は、各日本語課程において、次の一から三を全て満たす者に修了を認定し、修了証書を授与することができる。

2、修了の要件

一 第7条に定めるいずれかの課程の修業期間を満了していること

二 課程全体の出席率が80%以上であること

三 最終学期の成績がすべてD以上であること

(成績はA～Eの5段階で、A 90-100、B 80-89、C 70-79、D 60-69、E 59以下)

3、課程修業期間を満了したが修了条件を満たさなかった者や、コースの途中で学習を終えた者に対して、校長はそれに応じた在学期間証明書を授与することができる。

第5章 教員および職員組織

(教員および職員組織)

第12条 本校に、次の教員および職員を置く。

① 校長

② 主任教員

③ 本務等教員 9名以上

④ 日本語教員(本務等教員を除く) 10名以上

⑤ 生活指導員

⑥ 事務統括責任者

⑦ 事務職員(事務統括責任者を除く)

(校長)

第13条 校長は、本校の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

(教員会議等)

第14条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

2、教員会議は校長が主催する。

3、校長は必要な課ごとに定期的な会議を実施する。また校長は、必要に応じて複数の課をまたがる会議を招集することができる。

第6章 入学及び在籍等

(入学時期)

第15条 入学時期は、日本語課程ごとに校長が定める。

(入学資格)

第16条 本校への入学資格は、次の条件を満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育またはそれに準ずる教育課程を修了している者
- (2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、または許可される見込みのある者
- (3) 信頼のおける経費支弁者を有する者
- (4) 日本語能力

2、各課程において求められる日本語能力がある者

イ 2年コースにおいては、150時間以上の日本語学習歴が証明できる者で、A1相当の日本語能力がある者

ロ 1年9か月コースにおいては、日本語教育の参照枠 A1～A2 相当の日本語試験に合格しており、A2. 1相当の日本語能力がある者

ハ 1年6か月コースにおいては、日本語教育の参照枠 A2相当の日本語試験に合格しており、A2. 2相当の日本語能力がある者

ニ 1年3か月コースにおいては、日本語教育の参照枠 A2～B1 相当の日本語試験に合格しており、B1. 1相当の日本語能力がある者

ただし、なんらかの理由で本校が指定する試験結果を提出できない場合、面接または筆記試験等で、各課程において求められる日本語能力があるかどうかの判断をする。

(入学手続き)

第17条 本校への入学手続きは次の通りとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める納入金を納入するとともに、必要な書類を添えて入学の手続きをしなければならない。

(自主退学)

第18条 各日本語課程を修了せず、途中で自ら受講を修了しようとする者は、その事由を記して届け出なければならない。在留管理の都合上、以下の理由のいずれかに該当する必要がある。

- 一 退学日から2週間以内に本邦より退去できる場合
- 二 日本国内の高等教育機関等に進学する場合
- 三 「留学」以外の在留資格に切り替わった場合

2、第1項の二については、どの教育機関にも在籍していない時期があることを原則認めない。

3、第1項の三については、在留資格変更手続き中の退学は認めない。

(休学・復学)

第19条 学生の疾病その他やむを得ない事由によって、校長が必要と判断した場合は、休学を認める。

- 2、休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学および転学支援)

第20条 災害その他の事由により本校において日本語教育を継続することが困難となった場合には、別途定める転学支援計画にもとづいて転学を支援するものとする。

第7章 受講料等

(学生納付金)

第21条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

1年目学費 (通貨単位:日本円)

	検定料	入学金	授業料	施設費	教材活動費	保険料/ 健康管理費	消費税 (10%)	1年目の合計
1年分	30,000	70,000	680,000	50,000	50,000	10,000	89,000	979,000
6ヶ月分	30,000	70,000	340,000	25,000	25,000	5,000	49,500	544,500

*6ヶ月分支払いの場合:半年後に395,000円【税込:434,500円(10%)】

2年目学費(入学時期によって合計金額が異なります。)

課程	検定料	入学金	授業料	施設費	教材活動費	保険料/ 健康管理費	消費税 (10%)	2年目 小計	1年目との 合計
進学2年 コース	-	-	680,000	50,000	50,000	10,000	89,000	869,000	1,848,000
進学1年9か月 コース	-	-	510,000	37,500	37,500	7,500	59,250	651,750	1,630,750
進学1年6か月 コース	-	-	340,000	25,000	25,000	5,000	39,500	434,500	1,413,500
進学1年3か月 コース	-	-	170,000	12,500	12,500	2,500	19,750	217,250	1,196,250

- 2、学生が在籍中は出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3、学生が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月または翌月から授業料を免除することがある。
- 4、学生が、正当な理由なく、かつ所定の手続きを行わずに授業料を1か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は、第24条の規定にもとづき、当該学生に対して退学を命ずることができる。

(学生納付金の返還)

第22条 納入された学費等の返金については、下記に定める。

〈在留資格認定証明書の交付を受けたが、入学を取りやめた場合〉

入学許可書と在留資格認定証明書の返却を確認後、検定料・入学金を除き、返金する

〈日本大使館・領事館で査証が発給されなかった場合〉

入学許可書の返却と査証が発給されなかったことがわかる証明の確認後、検定料・入学金を除き、返金する

〈査証を取得し、入国前に、入学を取りやめた場合〉

入学許可書を返却し、査証が未使用で失効を確認できた場合、検定料・入学金を除き、返金する

〈査証を取得して入国したが、入学しなかった場合〉

いかなる理由があっても一切の返金はしない

〈入学後、中途退学をした場合〉

6か月以内に退学した場合は、学費等の返金はしない。但し、1年分を支払った場合は6か月分は返金する
6か月经過後は、4月から6月、7月から9月、10月から12月、1月から3月の各3か月を単位として、返金する
その期間に属する学費等は返金しない

(学費等とは、授業料、施設費、教材活動費、保険料/健康管理費を含む。)

第8章 賞罰

(賞罰)

第23条 校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒章を与えることができる。

- 2、出席状況が優良なものに対して、皆勤賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第24条 学生が、法律法令ならびに学則その他本校の定める規定を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2、懲戒処分は、訓告・警告・退学勧告・除籍の4種類とする。

第9章 雑則

(寄宿舍)

第25条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第26条 健康診断は、毎年 1 回医療機関において定期的に実施する。

(細則)

第27条 この規則についての細則は、校長が別途定める。

第10章 附則

この学則は、2026年10月1日から施行する。

2025年10月1日策定